

東京都議会 意見書 採択される

先日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県、北海道、福島県及び鹿児島県に続き東京都議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣及び内閣官房長官宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No. 24 09 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題について、東京都において反対決議がなされたことは非常に大きく他の府県議会において大きな影響を与えることは多大なものと考えられます。

詳細については以下のとおりです。



【 別紙 1 】

東調総発第19号
東調政連発第1号
平成24年5月7日

東京都議会民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟

会 長 和 田 宗 春 様
幹事長 大 沢 昇 様

住 所 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
土地家屋調査士会館

団 体 名 東京土地家屋調査士会

代表者名 会 長 國 吉 正 和



団 体 名 東京土地家屋調査士政治連盟

代表者名 会 長 市 川 新 太 郎



登記の事務・権限等の地方への移譲反対について（要望）

新緑の候、貴党におかれてはますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会及び当政治連盟の運営につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますよう、貴党のご尽力をお願い申し上げます。

記

1. 要望の要旨

東京都議会におかれましては、平素より東京都民のため都政にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展に深いご理解を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など、抜本的な改革を進めることが定められました。もとより、私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を

地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という、同大綱に定める国の出先機関改革の理念について反対するものではありません。しかし、私ども土地家屋調査士は、その取扱業務が法務局等の行う事務と密接に関係するが故に知り得る次のような理由から、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」は、地域主権戦略大綱において国の出先機関の改革を目指すこととした理念に反する懸念があるものとして、大いに憂慮するものであります。

よって、東京都議会として、地方自治法第99条の規定による「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する」意見書を、国会並びに関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官あて）に提出いただけますよう、お願いいたします。

2. 要望の理由

- (1) 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しています。また、国民の権利の擁護に係る事務であることから、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要があります。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかです。

よって、国の機関である法務局等が、全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べさせていただきます。

- (2) 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められています。登記事務等が地方に移管された場合、地方自治体及びその職員に著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況及びその他の事情によって能力等の格差が生じることも懸念されます。登記は、不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならないものと考えます。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べさせていただきます。

【 別紙 2 】

[トップ](#) > [提出議案と議決結果](#) > 平成24年第2回定例会

平成24年第2回定例会提出議案と議決結果

知事提出議案(条例案15件、契約案7件、事件案2件、専決1件、人事案4件)

[条例案](#)、[条例案\(2\)](#) (平成24年第2回都議会定例会)の概要は東京都公式ページをご覧ください。

議員提出議案(意見書5件)

議案番号	件名	議決結果
議員提出議案第6号	登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書	原案可決
議員提出議案第7号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する意見書	原案可決
議員提出議案第8号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書	原案可決
議員提出議案第9号	予防接種制度の見直し及び実施体制の整備等に関する意見書	原案可決
議員提出議案第10号	脱法ドラッグ対策の強化に関する意見書	原案可決

[トップ](#) > [提出議案と議決結果](#) > 平成24年第2回定例会

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」においては、国の出先機関の原則廃止する姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など、抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、国の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局が担う登記制度も、地方に移譲すべき対象として検討されている。

しかし、登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引等の安全に寄与する信用制度であり、高い中立性・公正性が求められるものである。また、登記事務は、国民の権利の擁護に係る事務であることから、全国統一した法解釈や運用、事務処理基準を堅持し、国の機関である法務局が直接実施する必要がある。

また、登記事務の遂行に当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等の高度な専門的知識・能力に基づく判断が必要であるとともに、安全・安心かつ迅速・円滑に処理が継続されることが不可欠である。登記事務が地方に移譲された場合、地方自治体及びその職員に著しい負担が生じるとともに、事務能力の格差が生じることが懸念される。登記事務に従事する専門職員の教育・研修は、長期的な視点の下、国が一元的・体系的に行うべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、法務局が担う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

東京都議会議長 中村明彦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣